

# 「遺言書の基礎知識」

## < 2. 遺言書に書けること >

### 1. 遺言執行者の指定

#### ○遺言できること

遺言で遺言執行者を指定する事が出来ます。

#### ○規定された法律

民法（第千六条第一項）

#### ○こんな方へお勧め

遺言書の内容を確実に実現したい方。

#### ○補足

「遺言による認知」「遺言による推定相続人の廃除」等を行う場合には、遺言執行者がいなければ手続きが出来ません。

また、遺贈の場合には、遺言執行者がいないと相続人全員の協力が必要となる事に注意が必要です。

尚、”遺言執行者を複数人指定する事” や ”遺言執行者の指定を第三者にお願いする事” ができます。